契約条項 P-2752(2)_210118

カラーマネジメントツール操作支援サービス

乙は、注文書記載のカラーマネジメントツール操作支援サービス（以下、「本サービス」という）を以下のとおり甲に提供します。

1. 乙は、甲が使用権を有するカラーマネージメントツール（以下「カラーマネージメントツール」という）を使用し、ICC プロファイルを作成し、「カラーマネージメントツール」を設定します。ただし、「カラーマネージメントツール」は乙が作業実施可能と判断するものに限られます。
2. 「本サービス」は、次が設定/作成されたことを甲が OS 上で確認したとき完了するものとし、甲は乙所定の終了確認書を乙に交付するものとします。
   (1) モニター：モニタ-用プロファイルが設定されたことを OS 上から確認できたとき。
   (2) スキャナー：スキャナー用プロファイルが作成されたことを OS 上から確認できたとき。
   (3) プリンター：プリンター用プロファイルが設定されたことを OS 上から確認できたときく。
3. 前項にもとづく終了確認書の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
4. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
5. 「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
   (1) 作成するプロファイルは ICC プロファイルに限ります。
   (2) プリントサンプルに使用するチャートデータは乙所定のデータに限ります。
   (3) 「カラーマネージメントツール」は、乙の作業実施前までに甲がインストールするものとします。
6. 甲は、「本サービス」が色再現性の精度向上および色安定性向上を提供するサービスでないことを承諾します。
7. 「本サービス」完了後、甲が「カラーマネージメントツール」の設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
8. 「本サービス」完了以降に発生する色再現性および色安定性の変化などの不具合への対応は「本サービス」に含まないものとします。
9. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
10. 前 4 項の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。

以上